様式１

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更
根拠条例･規則等名		長期優良住宅の普及の促進に関する法律
条　　項		第８条
所管部課		建設局 建築行政部 北部建築指導課（電話：048－646－3235） 建設局 建築行政部 南部建築指導課（電話：048－840－6236）
審査基準	基　　準 （未設定の場合はその理由）	審査基準は、以下の要件を満たすこと。 ・法第８条の定めによる。 ・さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成２１年規則第７６号）の定めによる。 ・長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱の定めによる。
	設定等年月日	平成 21 年 6 月 4 日設定　平成 30 年 4 月 1 日最終改正
標準処理期間	期　　間 （未設定の場合はその理由）	５６日 ただし、申請図書等の不備が確認されたものについては、この限りでない。
	設定等年月日	平成 21 年 6 月 4 日設定　平成 30 年 4 月 1 日最終改正
備　　考		